

広告代理店 各位

さいたま市長 清 水 勇 人
(公 印 省 略)

広告掲載に係る見積書について（依頼）

日頃から、さいたま市政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さいたま市では、広告掲載事業の一環として、本市職員が日常業務で使用する「情報端末」の画面に広告を掲載いただける広告代理店を募集いたします。

つきましては、参加希望がございましたら、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を御確認いただき、別紙見積書様式にて、下記のとおり当該広告掲載に係る見積書を御提出くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 印刷物名称 | さいたま市情報端末画面 |
| 2 | 募集内容 | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり |
| 3 | 広告代理店の決定方法 | 見積合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却 |
| 4 | 提出期限 | <u>平成28年2月4日（木）正午までに御提出ください。</u> |
| 5 | 提出先 | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部（本庁舎5階） |
| 6 | 郵送による場合の宛先 | 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
行政改革・公民連携推進担当 |
| 7 | その他 | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり |

さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
行政改革・公民連携推進担当 大砂、神田
電 話 048-829-1106
FAX 048-829-1985
E-mail kaikaku@city.saitama.lg.jp

見積書提出に当たっての留意点

1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ③ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効とします。
- ④ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑤ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑥ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑦ 最低募集価格の設定がありますので、見積書の金額については最低募集価格以上の金額を記載してください。

2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

【 参 考 】

見積り …… 課税事業者は、税抜き（見積もった価格の108分の100）の価格を見積書に記載する。
免税事業者についても、課税事業者と同一の状態と比較することができるよう見積もった価格の108分の100の価格を見積書に記載する。

契約締結 …… 契約書に記載する契約金額は、見積書に記載された金額に8パーセントを加算した額とする。（課税事業者も免税事業者も同じ）

見積書

1 印刷物名称

さいたま市情報端末画面

2 金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

企業等名

代表者

職・氏名

㊞

さいたま市長

(注意事項)

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。

(様式2・広告代理店方式用)

広告掲載仕様書

○広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します

1 表示場所について

名称	さいたま市情報端末画面		
台数	約7,000台		
規格	判型	15.6インチワイドディスプレイ	
	ページ	-	
	色	カラー液晶	
発行頻度	端末起動時		
掲載開始日	平成28年4月1日(予定)		
掲載期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日(予定)		
内容	さいたま市職員が日常業務で使用する端末		
対象	さいたま市職員		
配布方法	端末広告表示プログラムにより表示		
所管課	市民局市民生活部情報システム課		
備考			

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース(横×縦)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
端末画面中央部	800ピクセル×600ピクセル (JPEG形式)	2枠	カラー	120,000円
特記事項	・広告1枠当たり5秒表示する。(2枠合計10秒) ・広告表示順については、起動毎にランダム表示とする。 ・広告内容の変更は1ヶ月単位とする。			
入稿締切日	平成28年3月15日			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください。

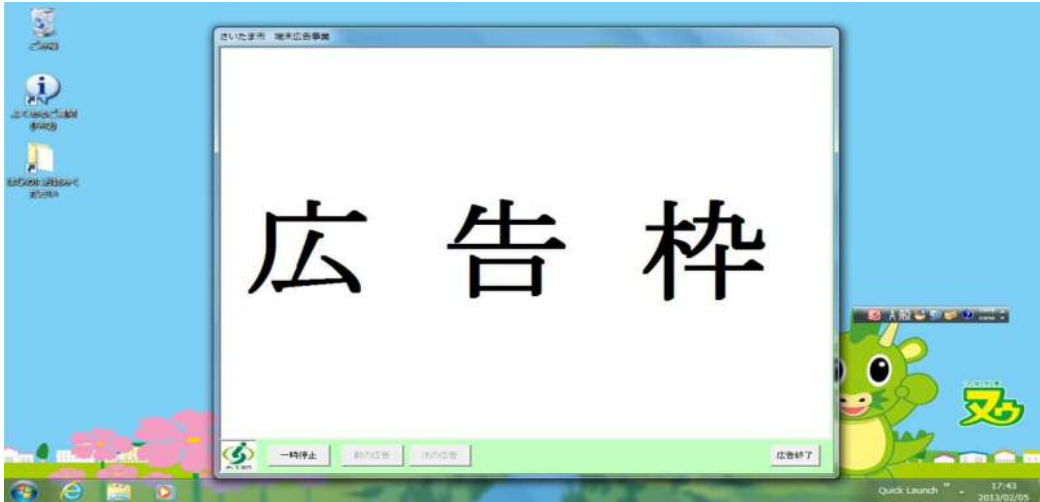
(データ形式: JPEG形式 ファイルサイズ: 500KB以下 画像サイズ: 横800ピクセル×縦600ピクセル)

※2枠を一括で募集するものであり、最低募集価格は2枠分の価格です。

3 広告掲載イメージ

※ 別添PDFファイルのとおり。

情報端末画面広告掲載イメージ



- 端末起動時、上のような広告画面が最前面に5秒間ずつ自動で切り替えて表示された後消える（セットされた広告データが一つの場合は5秒間だけ表示され消える）。
- 広告の順番はランダム。
- 「一時停止」ボタン押下により、広告が消えないようにできる。停止中同位置に表示される「再開」ボタンが押されるまで表示を継続できる。
- 「広告終了」ボタン押下により、広告画面を強制的に終了できる。

掲載広告について(補足)

1. 広告画面の分割使用について

1つの広告画面には、1社の広告のみ掲載可能とし、分割使用は不可とする。



2. 契約期間中における掲載広告の変更について

広告の内容は1ヶ月単位で変更することができる。

下記の例において、広告A～広告Lはそれぞれ異なる広告主のものでも構わない。

広告枠使用例)

パターン	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パターン1	広告A／広告B					
パターン2	広告A／広告B			広告C／広告D		
パターン3	広告A／広告B		広告C／広告D		広告E／広告F	
パターン4	広告A／広告B	広告C／広告D	広告E／広告F	広告G／広告H	広告I／広告J	広告K／広告L